平成２６年（フ）第１９４号
東京都板橋区高島平２丁目21―４―204
債務者　二石　直子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８３号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目12番７号
債務者　森山　吉一
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１４６号
東京都江東区塩浜２丁目５―15　新塩崎荘
債務者　今村　茂春
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６３号
東京都小金井市東町４丁目39―21―102
債務者　石川さとみ
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７０号
東京都江戸川区平井６丁目１―23―1001
債務者　小山　善彰
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８７号
神奈川県藤沢市石川６丁目15―38―Ａ201
債務者　守屋　国博
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８８号
神奈川県川崎市高津区久地１丁目24―10
債務者　大谷真由美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８９号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町4208―10―308
債務者　谷内　亮介
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７０号
栃木県宇都宮市若草５丁目４番11号
債務者　酒主　和幸
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１７１号
千葉県市原市八幡699番地
破産者　市原印刷有限会社
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５８０号
千葉市花見川区検見川町５丁目2224番地１
Ｎ・Ｋ・ＡガーデンＣ棟101号
破産者　種田　　恵
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８３７号
千葉県船橋市習志野台４丁目58番７―301号
破産者　多田　聡子
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９０３号
千葉県船橋市田喜野井２丁目26番５号　ハイツ田喜野井202号
破産者　鈴木　宗妙
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９０７号
千葉県浦安市海楽１丁目４番32号　コーポレーションスズキ203
破産者　中上　忠則
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９２６号
千葉県船橋市印内町638番地１　ビューエクセレント309号
破産者　山口　道弘
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９３５号
千葉県市川市市川南３丁目１番15号
破産者　大野　昭子
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７０７号
東京都羽村市富士見平２丁目15番地２アルフレックス108
破産者　青木　一夫
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７５４号
東京都小平市小川町１丁目404番地の74グリーンハイツ101
破産者　中馬　勇人
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部